

小千谷市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和7年3月24日

小千谷市監査委員	小杉正一
同	久保田陽一

小 監 第 6 7 号 2

令和 7 年 3 月 2 4 日

小千谷市長 宮 崎 悦 男 様

小千谷市監査委員 小 杉 正 一

同 久保田 陽 一

定期監査結果に関する報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定による定期監査を、小千谷市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

記

1 監査対象

消防本部における令和 6 年度の財務に関する事務の執行

2 監査の期間

令和 7 年 2 月 2 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 2 4 日

3 監査の実施場所

監査委員事務局執務室及び消防本部執務室

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に基づいて適正及び合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

5 監査の主な実施内容

消防本部における事務について資料の提出を求め、同資料に基づき関係諸帳票の審査を行うとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理は、おおむね適正と認めた。